

日本赤十字社富山県支部

日本赤十字豊田看護大学奨学金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、日本赤十字社富山県支部（以下「支部」という。）が、日本赤十字豊田看護大学（以下「大学」という。）に在学し、看護師、保健師、助産師（以下「看護師等」という。）の資格取得を目指す者に対し、修学に必要な資金の一部を奨学金として貸与し、優秀な看護学生の修学を支援することを目的とする。

(奨学生)

第2条 奨学金の貸与者（以下「奨学生」という。）は、支部長の推薦を受け大学に入学した学生の内、奨学金の貸与を希望する者で、かつ大学卒業後、富山赤十字病院（以下「病院」という。）の看護師等として、就業する意思がある者とする。

2 奨学生の人数は、原則として各学年3名以内とする。

3 奨学生が前項の人数に達しない学年においては、支部長の推薦を受けた入学者以外の入学者の内、本奨学金の貸与を希望する者で、かつ大学卒業後、病院の看護師等として就業する意思がある者を奨学生とすることができる。

(奨学金の貸与額)

第3条 奨学金の貸与額は、年額60万円（月額50,000円）以内とし、4月及び10月にそれぞれ6ヵ月分を貸与する。

(奨学金の貸与期間)

第4条 奨学金の貸与期間は、大学の学則に定める修業年限（4年間）の範囲内とする。ただし、休学等がある場合、その期間中は奨学金を貸与しない。

(奨学金の貸与の申込みと決定)

第5条 奨学生の選考は、次の各号に定める書類の提出申し込みに基づきこれを行う。

- (1) 応募願書（様式第1号）
 - (2) エントリーシート（様式第2号）
 - (3) 成績証明書（支部長推薦者は入学願書用調査書で対応する、その他の者は入学前の最終卒業校のもの、在学中の者は直近学年末のもの）
- 2 前項に規定する選考の結果については、文書で本人へ通知する。

(奨学金の貸与申請)

第6条 奨学金の貸与が決定した者は、次の各号に定める書類を支部長に提出して、奨学金の貸与申請をするものとする。

- (1) 奨学金貸与申請書（様式第3号）
- (2) 奨学金返済計画書（様式第4号）
- (3) 奨学金振込口座届（様式第5号）
- (4) 履歴書（様式第9号）
- (5) 作文（様式第10号）
- (6) 健康診断書（貸与開始年度に大学で実施されたもの）

- 2 貸与申請に際しては、連帯保証人2人を立てなければならない。なお、奨学生貸与申請書に連帯保証人の印鑑証明書を添付するものとする。
- 3 連帯保証人は、本規程及び貸与申請書並びに返済計画書に基づき奨学生が負う一切の金銭債務を連帯保証する。
- 4 第2項の連帯保証人は、独立の生計を営む身元確実な者とし、その1人は本人の親権者、父母またはこれに代わる者とする。

(奨学生貸与の休止)

第7条 休学等の処分を受けたときは、処分を受けた日の属する月の翌月から奨学生の貸与を休止する。但し、その処分が傷病、その他やむを得ない理由があると認められた場合は、奨学生の貸与を復学した日の属する月の翌月から再開することができる。

(奨学生の返済)

第8条 奨学生は、原則として卒業後4年以内に、貸与した奨学生を奨学生が提出する奨学生返済計画書(様式第4号)に基づき、全額返済しなければならない。但し、奨学生に特別な事情がある場合は、返済期限を延期することができる。

- 2 奨学生が、次の各号の1に該当するときは、奨学生の貸与を打切り又は停止するものとし、奨学生は既に貸与した奨学生を直ちに全額返済しなければならない。この場合は、具体的な返済の時期及び方法を支部と奨学生が協議をして定めるものとする。
 - (1) 自己の都合により奨学生を辞退したとき。
 - (2) 大学を退学したとき。
 - (3) 学業途中において、大学の懲戒を受けるなど奨学生としての適性を欠き、又は留年など就学成績が著しく不良等で奨学生としてふさわしくないと認められたとき。
 - (4) 卒業できなかったとき。
 - (5) 病院採用試験に不合格のとき。
 - (6) 看護師国家試験に不合格となったとき。
 - (7) 死亡したとき。

(処分等の報告)

第9条 奨学生は、退学、停学、留年、休学、懲戒、看護師国家試験不合格に該当した場合、連帯保証人は、奨学生が死亡した場合、直ちに支部長に申し出なければならない。

(利子)

第10条 奨学生の貸与に対し、利子は課さない。但し、定められた返済が遅滞したときは、延滞利息を課すものとする。

- 2 延滞利率については、別に定める。

(返済の免除)

第11条 奨学生が、卒業後(大学院等に進学した場合は、大学院終了後。)、次の条件に該当した場合は、奨学生の全額又は一部の返済を免除することができる。

- (1) 翌年度に病院の看護師等となり、奨学生の貸与を受けた期間を勤務したとき。
- (2) 翌年度に病院の看護師等となり、業務に起因する死亡又は心身の疾病のために業務を継続することができなくなったとき。
- (3) 翌年度に病院の看護師等となり、貸与を受けた期間の勤務ができなかつたとき。

2 返済金の免除を受けようとする者は、返済免除申請書(様式第6号)を支部長に提出し、承認を受けなければならない。

(返済の猶予)

第12条 奨学生が卒業後、次の条件に該当した場合は、返済の猶予を与える。

- (1) 病院の看護師等として就業しているとき。
 - (2) 卒業後進学のため直ちに病院に就職できないとき。(但し、この場合の猶予期間は、その学校等の学則に定める修業期間とする。)
 - (3) 病院の看護師等となり、疾病、負傷等やむを得ない理由により業務に従事できないとき。
- 2 奨学生は、返済の猶予を受けようとするときは、奨学金返済猶予申請書(様式第7号)を支部長に提出する。

(成績表の提出)

第13条 奨学生は、毎年度学期末に(4年生は卒業後直ちに) 当年度の成績証明書を支部長に提出しなければならない。

(貸与中の変更手続き等)

第14条 奨学生は、次の各号に定める事項に変更があったときは、速やかに、変更届(様式第8号)を支部長に提出しなければならない。

- (1) 氏名、住所または電話番号を変更したとき。
- (2) 連帯保証人を変更したとき。(印鑑証明書を添付)
- (3) 奨学金の振込み口座を変更したとき。
- (4) その他奨学金の貸与に必要な事項に変更が生じたとき

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、奨学金の貸与に関し必要な事項は別に定める。

(附則)

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

この規程は、令和3年3月31日から改訂施行する。

日本赤十字社富山県支部日本赤十字豊田看護大学奨学金貸与規程細則

日本赤十字社富山県支部日本赤十字豊田看護大学奨学金貸与規程（以下「規程」という。）に基づき、次の通り必要事項について細則を定める。

（対象者の就業意思の確認）

第1 支部長は、労働基準法に定める就業者の就業先の選択権利を尊重する必要があることから、最終学年始業時において、奨学生に対し富山赤十字病院への就業の意思を確認する。

（延滞利息の利率）

第2 規程第10条第2項に定める延滞利息については、当該返済すべき日の翌日から返済までの期間の日数に応じ、返済すべき額100円につき年5%の割合で計算した額を徴収するものとする。

（奨学金の返済免除の要件と免除額）

第3 規程第11条第1項に定める卒業後における返済の免除は、「卒業後、直ちに看護師等の資格を取得し、富山赤十字病院に一定期間以上就業した場合に適用する」こととし、その要件と免除額は次の通りとする。

就業期間	返済免除額
1年以上	1年間分
2年以上	2年間分
3年以上	3年間分
4年以上	全額

上記の定めに関わらず、貸与を受けた期間の間に休職等勤務できない状況に至った場合は、その状況が真に止むを得ない事情と認められかつ継続勤務の意思がある場合は、支部長と奨学生が真摯に協議し、返済額及び返済方法を決定することとする。

（付則）

この規程細則は、平成31年3月1日より施行する。